第五十五回国会　衆議院　商工委員会議録　第九号

昭和四十二年五月十九日（金曜日）
午前十時三十八分開議

出席委員
委員長　島村　一郎君
理事　天野　公義君　理事　小川　平二君
理事　鴨田　宗一君　理事　中川　俊思君
理事　田中　武夫君　理事　麻生　良方君
稲村左近四郎君　岡本　茂君
神田　博君　黒金　泰美君
小山　省二君　齋藤　憲三君
坂本三十次君　田中　六助君
三原　朝雄君　武藤　嘉文君
石野　久男君　佐野　進君
千葉　佳男君　中谷　鉄也君
永井勝次郎君　平岡忠次郎君
古川　喜一君　塚本　三郎君
吉田　之久君　近江巳記夫君
岡本　富夫君

出席国務大臣
通商産業大臣　菅野和太郎君

出席政府委員
公正取引委員会委員長　北島　武雄君
経済企画庁国民生活局長　中西　一郎君
通商産業政務次官　宇野　宗佑君
通商産業大臣官房長　大慈彌嘉久君
通商産業省企業局長　熊谷　典文君
通商産業省重工業局長　高島　節男君
通商産業省鉱山局長　両角　良彦君
中小企業庁長官　影山　衛司君

委員外の出席者
厚生省環境衛生局公害課長　橋本　道夫君
通商産業大臣官房審議官　溝谷　友芳君
通商産業省企業局次長　下山　佳雄君
通商産業省企業局産業立地部長　馬場　一也君

五月十八日
委員坂本三十次君及び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として登坂重次郎君及び山口シヅエ君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員登坂重次郎君及び山口シヅエ君辞任につき、その補欠として坂本三十次君及び中谷鉄也君が議長の指名で委員に選任された。

五月十八日
石油開発公団法案（内閣提出第六七号）
商品取引所法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三一号）（予）
同月十九日
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四七号）は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一一五号）
石油開発公団法案（内閣提出第六七号）
通商産業の基本施策に関する件
経済総合計画に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○島村委員長　これより会議を開きます。
通商産業の基本施策に関する件、経済総合計画に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。中谷鉄也君。
○中谷委員　公正取引委員会の委員長さんにお尋ねをいたしたいと思いますが、まだ御出席がないようでございますので、その前提になるような事実関係というほどのことではございませんが、通産省のほうにとりあえずお尋ねをしていきたいと思います。
公取の関係でございますけれども、カラーテレビの問題につきましては、昭和四十一年の十二月の二十七日すでに審判開始決定がなされまして、現在御審理中でございますが、この機会にカラーテレビにつきまして、いわゆるカラーテレビの国内価格とそしていま一つは輸出価格、その価格の間に相当以上の開きがあるということについては、すでに国会において論議されたところであるというふうに伺っておりますが、いわゆる輸出されているカラーテレビと国内で販売されているカラーテレビとの価格に開きがある。その理由として、品質格差、物品税、販売経費、広告費あるいは据えつけ費、補修費、部品準備費、特許料、金利その他ということで説明をしておられる向きがあるようでございますけれども、この点について、ひとつ通産省の御担当の方から御答弁をいただきたいと思います。
○下山説明員　ただいま先生が申されましたとおり、現在カラーテレビは国内では、いわゆる19型、これが十六万円ちょっとでございますが、これに対しまして、輸出のＦＯＢ価格がおおむね六万五千円程度でございまして、これが国内の現金小売り正価との差は、国内の小売り正価にはいま言われましたとおり、物品税、卸小売りマージン、アフターサービス、広告費等のメーカー側の負担のものが含まれておるのに対しまして、輸出の場合には、このような経費が入っておりませんことが一つの要因でございます。二つには、品質上にやはり相違があるということが第二点でございます。それから第三には、輸出の場合には契約数量がまとまっておるというような事情もございまして、そういう関係におきまして輸出の価格が安いというような事情でございます。
○中谷委員　もう少しその点について詳しくと申しますか、具体的にお尋ねをいたしたいと思います。
先ほど御答弁になりました型の大きさのテレビで、国内価格が十六万円程度、そうして輸出されている価格が六万五千円ということでございますと、御答弁の二つの価格は、算術的な計算でほぼ九万五千円内外の差額があるということになります。そういたしますと、まず動かないものとして物品税関係がこの九万五千円余の価格差にどのような影響を及ぼしているか、この点はいかがでございましょうか。
○下山説明員　物品税は一三％これに含まれております。
○中谷委員　そうすると、物品税といたしましては大体一三％ということに相なりますと、金額にいたしましてどの程度に相なるわけでございましょうか。
○下山説明員　おおむね一万二千円程度でございます。
○中谷委員　そこで、先ほど品質格差という御答弁があったと思いますが、具体的に品質格差とはどんなことなのか、品質格差による国内価格と輸出価格との九万五千円の差、その金額差というのは、一体どういうものなのか、この点はいかがでございましょうか。
○宇野政府委員　実は、これは重工業局の担当に

なっておりまして、こちらは企業局でございます。重工業局長は、いま参りますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

いまのいわゆる品質の格差はどうであるかという点は、国内で販売されておるのは木製キャビネットでございますが、輸出のやつは、あまり木製のようなぎらぎらした装飾の多いものはアメリカ人は好みませんので、これはメタルでつくられております。その辺の格差が相当あるのでございます。その具体的なことについては、いま局長が来ましたので、局長に説明をいたさせます。

○中谷委員　それでは品質格差に関連をいたしまして、いい品物を安く売るというふうなことととの関係でお尋ねをいたしたいと思いますが、主としてカラーテレビの輸出先はアメリカであるというふうに聞いておりますけれども、アメリカの市場でどのような購買層と申しましょうか、どのような所得層が日本のカラーテレビを購入しているのか。先ほどの次官の御答弁にありましたアメリカ人があまり装飾の多いのを好まないということとの関係でお答えをいただきたいと思います。

○高島政府委員　遅刻いたしまして、まことに申しわけございません。御質問を全部聞いておりませんでしたので、ちょっと行き届かぬところがあるかと思いますが、御了承願いたいと思います。

カラーテレビのアメリカにおける購入所得層でございますが、これはアメリカ人の所得や購入者の調査をこちらでいたしたわけではございませんけれども、大体のところをつかまえてみますと、比較的簡素な、そして安いといいますか、そういうものが、そういった形で需要が多い。おそらく日本ではカラーテレビというのは、まだわれわれのふところではなかなか買いにくいのですが、アメリカでは相当中堅所得層と申しますか、一般の並みのところが買っておるようでございます。そして日本の比較的簡素なタイプのものが出ていっている、そこにちょうどうまく需要が結びついて輸出が伸びてきている、こういう感じでございます。

○中谷委員　教えていただきたいと思いますが、その品質格差とされているところの輸出価格と国内価格との差の内訳、品質格差という項目によってあらわされている価格差の内訳の先ほど御答弁になりました金額というのは、いわゆる装飾というふうなことでございますけれども、そういうものにそれほど費用が要るものだろうか、そんなに価格の開く理由になるだろうかという点が素朴な疑問でございます。この点について御担当の局長さんのほうから御答弁をいただきたいと思いますが、その前に、前提になります国内販売価格が十六万円、輸出価格が六万五千円、その価格差が九万五千円であって、その価格差の内容はかくかくである、たとえばその品質、価格についてはこれだけ違うのだという根拠は一体何に基づくものなんでございましょうか。これは結局通産省でそのような説明を了承しているものなのか、それとも業者のそういう説明にすぎないのか、この点いかがでございましょうか。

○高島政府委員　こういう総合機械工業のうちの一部でつくっておりますもの、それから需要者の好みというものが人によって非常に違いますものですから、それを反映させての価格差ということは、これは立て方は千差万別でございまして、まことに把握しにくい問題でございます。ただこれは、率直な私の感じを申し上げますと、政務次官から御答弁があったと思いますが、去年、例のテキサス・インスツルメントの問題がいろいろ騒がれましたときに、よく電子メーカー等が集まりまして、大臣ともお目にかかっておりますが、当時の三木大臣から、カラーテレビというのは高ねの花といいますか、十九万八千円で当時売り出しておったわけです。それが高いか安いか、幾ら高いかということをわれわれは言っておるわけじゃない。しかしそれは高ねの花の形にしておくほうがメーカーにとっていいのかどうか。ロングランに考えてみたら、少しものごとの考え直しが必要ではないかということを夏ごろ申し上げたことがございます。といいますのは、幾分簡素なタイプにいたしましても、すぐとは言えないにしても、国民が、比較的中堅所得層の手が届くような方向へだんだん生産計画その他を立てていくという余地はないものか、こういうことが問題の発端でございまして、そのときに輸出価格とも比べてみて高過ぎるという感じはしないかということになって、輸出向けと国内向けとの価格の開きについて内容をチェックしてみましたら、価格差の中身についていろいろ説明を持ってまいりました。私らのほうも、それに対しまして、理屈があるようなないようなことになってまいることと、またその点でいろいろ議論をいたしますことは対外関係――外ではいろいろと日本の品物につきまして、いろいろな意味での実質的な輸入制限等もやるきっかけにもなってくるおそれもございますので、そこであまり議論をしたくない。したがって、こういったカラーテレビという特殊の一つの商品をとらえてコストとか販売の好みとかいうものは、総合的にまとめにくいものではあるけれども、一息奮発する余地はないか、こういう感触の問題のとらえ方をしたわけであります。

それで、先生いまおあげになりました問題点に触れてまいりますと、外との関係もむずかしくはなりますが、大ざっぱにお考えいただきまして、ただいまおあげいただいた値段は、こちらは小売り価格でございます。われわれが店頭で買える価格、向こうはＦＯＢ価格でございます。したがって、輸出をいたします際、卸売りと小売りのマージンは全部その中に入っていない、計算のベースが違っておるということが一つ。

それから第二点としては、現在カラーテレビは、ある意味ではまだ奢侈的な品物であるという見方をしておりまして、物品税がかかります。一三％かかる。したがって一万二、三千円ぐらいになると思います。その程度の物品税をかけておりますので、これがその中に入っておる。輸出は物品税を全然免除いたしております。

第三点がいまおっしゃいました型式の問題。向こうへ出ておりますのは、向こうの中でも中堅所得層的なところの需要に食いついているという感じでございまして、ちょうど小さな車が日本から出ておって、大型車を向こうでつくっておるという形とちょっと似たような、簡素なテーブルタイプというもので、金でできております。一見すればそうみやびやかでないというような感じがいたします。ところが、こちらでそのあとに出ておりますのは、木製で、かなりいろいろこまやかな細工等も施した型のものであります。それで、この型式の差も価格差が生ずる一つの理由であるということを政務次官から申し上げたわけであります。

第四に、これは売り方の問題といたしまして、海外取引の場合は、要するにこれはよしあしの問題はございますけれども、日本のほうとして輸出本船渡しで仕切ってしまいまして、それからあとは全部向こうの商活動にまかす。日本の場合は、メーカーが商社の活動を通じてできるだけ品物が売れるようにしていく。しょい込みをしておりまして、たとえば販売の経費であるとかあるいは広告費とかいったようなものの負担がこちらにかなりかかっております。それに対して輸出の場合はきれいになっておるという点がございます。

そのほか、輸出は、一般の問題でございますが、特に日本の場合は、最近は景気がよくなってきて、比較的そういうことが少のうございますが、まだ相当手形サイトでやっておりましてリスクが非常にあります。輸出の場合はＬＣが到達いたしまして、これは輸出入銀行のギャランティーがついておりますが、したがって現金がきた場合と全く同じである。つまり現金決済であって、その間に金利がない。また、これは対外関係としては一つのうるさい点ではございますが、あえて申し上げますと、国内金利に比べまして輸出の場合は日銀の法定制度がございまして、これによって誘導しておる。その意味での金利差等もございまして、そのあたりを総合いたしてまいりますと、十九万八千円と言っておりましたのが十六万円台になり、それから十三万円という――これは十五イ

ンチに下げるようでございますが、売り出し方法も出てきまして、だんだんに国内の値段というものが下がってきておる。ここでむしろ問題は、非常に外国に売りにくくなっていく品物でございます。向こうでも体制が整いつつあります。したがって、現在の百八十ドルという値段を維持するために、どうもわれわれは非常に神経を使っていくべき段階にきたのじゃないか。こういう意味ではなはだ問題の取っ組み方に苦労しておるという段階にいまいっておると思いますので、従来の経緯と現在の立て方を御説明申し上げました。

○中谷委員　カラーテレビの問題は詳しく調べておりませんので、たいへん質問が、ある意味ではしろうとの質問になるかもしれませんが、先ほど政府委員がおあげになりました価格差の内訳と申しますか、それはマージン、物品税、品質格差、第四点としては一応売り方の違い、第五点としては金利及びその金利に関するようなことということでございます。そういたしますと、局長がおいでになりますまでに御答弁があったわけですが、十六万円と六万五千円の価格差九万五千円という前提に立ちまして、この五つの内訳で九万五千円という価格差が金額的にどのように内訳されるのか、この点についてひとつお答えいただけませんでしょうか。

○高島政府委員　先ほど申し上げましたように、これはいろいろ見方がございまして、一つのデータとしておおよその見当をつけておるところから申し上げますと、メーカーの販売価格といたしまして、ＦＯＢに見合いますのは、卸売り段階、小売段階がございますから、大体十二万円よりは上にいかないところで――ＦＯＢと工場渡しと必ずしも一致はいたしませんが、こまかい取引条件がございますけれども、おおむね十二万円見当のものではないだろうかという感触で見ております。それに対しまして一万二千円物品税がついてまいります。それから販売経費とか、品質といいますか物の違いとかいうことになりますと、これは非常に主観的な要素が入ってまいりまして、その間にいろいろと議論の余地があるかと思いますが、一応それを調べてみましたところでは、現在の価格で新しい市場に売っておるわけですから、何かとそれは言うに言えない苦労があると思います。あると思いますが、正面切ってこれで不当に外国へ安く売っているぞという感触で向こうからつつかれることはまずないのではないかという心がまえは持っております。大体ＦＯＢ価格に見合うのは国内の卸販売価格、そう考えていいのではないか。そういたしますと、その差は大体五万円ちょっとになると思います。（中谷委員「その五万円というのは何ですか」と呼ぶ）十二万円見当の卸売価格であるといたしますと、輸出価格が百八十ドルであるとすれば六万五千円、そうするとその差は五万千円見当でございます。非常にまるい数字で申し上げて恐縮でございますが、その五万五千円というものの中に、税額で申し上げますと、これは不正確ですが、一万二、三千円の物品税が入っております。それを落としますと四万円ちょっとの差である。その四万円見当のものが、これは内訳で先生に詰められますと非常にむずかしゅうございますが、先ほど政務次官がおっしゃいましたように物の違い、あるいは管理費、販売費等の科目の向こう側が負担すべきもの、金利差といったような要素に相なってくるのではないか。われわれもこれで満足をいたしておるつもりではございません。将来に向けまして今後の需要が伸びてくるに即応して、やはりできるだけ新しい売り方をしてもらって、そして一般に手の届くところに国内的には持っていきたい、こういうように考えております。

○中谷委員　たいへん恐縮ですが、もう少し。かりにそのことが実態にどの程度合っているのかどうか別といたしまして、もう一度御答弁いただけませんでしょうか。要するに局長の御答弁は、価格差の原因として五つおあげになったわけですが、そうすると、いわゆるマージンが価格差の一つの理由なんだとおっしゃったわけですから、そうするとマージンとしてはどの程度のものが価格差の内訳になるのか。いま一つ金利という問題もおあげになったわけですから、金利としてはどの程度の差が出てくるのか、これは御答弁いただいたわけですけれども、もう一度念のためにお教えをいただきたいと思います。品質格差と申しますか、品質の違いとしてどの程度の価格差が出てくるのか。それぞれについて、それが妥当なものであるのか、あるいはまた、通産省においてはそういうメーカーの説明に基づいておられると思うのですが、あるいは通産省の御調査に基づくそのような価格差の内訳というふうなものが通産省として納得のできるものなのかどうか、この点についてひとつ、どの程度までお聞きすることが適切であるかどうか私この問題についてはそれほど深刻に調べておりませんので恐縮ですが、少し納得いたしかねる点がありますので、お答えいただきたいと思います。

○島村委員長　ちょっと政府委員に御注意申し上げますが、もう少し御発言を大きな声で……。

○高島政府委員　どうも少しかぜを引いておりまして、はなはだ申しわけございません。

いまの中谷委員の御質問の点で、十二万円見当であろうかということを私が申しておりますことと、一応十六万八千円でございますか、それとの間のマージンのところを卸と小売りに分けまして、一つの観念を持っております。これはぴたり合っているかどうかは、不特定多数でございますから何とも言えませんが、私の頭の中の常識としてお聞きいただきますと、大体卸のマージンとしては八％見当です。一方小売りのマージンですが、これは非常に販売のリスクが伴い、こまかくあと分かれてまいりますから、大体二〇％くらいじゃないか。こういう常識的なベースでやってまいりますと、十二万円程度のメーカー出し値という辺におおむね落ちついてくる。その程度のところを見てやっているのが一般ではないか、これは別段段階によって値段をきめているわけではございません。またそういう形で協定することは、これは競争の制限になってまいります。一般的に大体その程度のところにいっているのじゃないかというふうに私としてはつかんでおるというところで御了解いただきたいと思います。

○中谷委員　公取の委員長お見えになりましたので、実は公取の委員長にカラーテレビの問題をお聞きすることでありましたが、おいでになるまでということでありましたので、こういうふうな問題のところに入っているわけですが、もちろんいまこのお仕事は公取のお仕事でございまして、通産省の直接の御担当ではないわけですけれども、昭和四十一年判第六号、要するにカラーテレビに関する審判開始申し立て書の記載によりますと、これは政府委員にお尋ねしたいのですが、そういう事実があったかどうかは別でございますが、小売りマージンは一八％以内、卸マージンは八％以内、リベートは平均二％、最高四％以内とする申し合わせというふうなことが従来あった。そしてそういうふうな申し合わせがあったけれども、その後小売りマージンを一八％から二〇％以内に引き上げるというふうな申し合わせが、いわゆる十日会という会合であったというふうなことを私もうろ覚えに審判申し立て書の記載から一応理解しているわけなんですけれども、いま御答弁いただいた卸のマージン、小売りのマージンの政府委員の御答弁と、それはそういう申し合わせがあったかどうかは別としてというカッコがおつきになっての御答弁でございましたが、私が申し上げた数字と申しますかマージンと大体合っていたのでしょうか、ちょっと違ったような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○高島政府委員　卸で八％、小売りで二〇％でございますが、大体いま私の申し上げましたのが常識的に私の頭にございます。それが多いか少ないかというところは、おおむねこんなところではないだろうかという感じが私個人としてはいたしておりますが、ただ、いまおあげになりました審判の対象になりましたような点、すなわちお互いの間に申し合わせしておったかどうかということは、これは審判の事案に相なっておりますので、

そこで明らかにさるべき筋合いじゃないかと思います。私は大体その辺が相場ではないかという感じを持っております。

○中谷委員　では、この程度のことでひとつお聞きしたいと思いますが、要するに現在のカラーテレビ、これは統計を見ればすぐわかることなんですけれども、カラーテレビは大体どの程度量産されているのか、これは簡単でけっこうでございます。念のためにお聞きするわけですから。

それと、これは簡単なことでございますが、局長から御答弁いただけると思いますが、いわゆる普及率の伸び率でございますね、この点が第二点。

第三点といたしましては、端的に申しまして、局長の御答弁の中から、私こういうように理解して言い過ぎではないと思うのですが、要するに、いろいろな複雑な問題等を含んではいるけれども、カラーテレビの輸出価格と国内価格というものが、現在のような状態でいいとは思わないという趣旨の御答弁があったと思いますが、そういうことではないのでしょうか。結局、そうでないとすれば、また話がややっこしくなってくると思うのですが、そういうふうな、御答弁を伺っての私の理解であるとすれば、一体その価格差をなくするための方途、もっと端的に素朴なお尋ねのしかたをいたしたいと思いますが、カラーテレビの価格は一インチどの程度まで下がってくるということが、もう当然の見通しとしてあり得る、あるいは行政指導によってどの程度の間に値段を下げたいというふうなことも、通産省のお立場として御答弁いただけることじゃないかと思うのです。それらの点についてひとつお答えいただきたいと思います。

○高島政府委員　まず、現在の生産の状況でございますが、これは普及率のほうから申し上げたほうが実態がおわかりいただきやすいかと思いますが、普及率はいま全世帯二千四百万世帯ぐらいございますが、それで見まして一・二%程度の普及率にとどまっております。たとえばホテルであるとかそういった場所には別にございますが、これはむしろ十九万八千円で、デラックス版というような形のものが出ておりまして、一般家庭としては非常に低い普及率でございます。したがって、カラーテレビの生産につきまして、たとえば鉄鋼でありますとか、石炭でありますとか、石油でありますとか、そういったもののように、将来に向かって大きな線としてどういうコストダウンが行なわれ、こういう辺にいくんだということを抽象的にも把握するのは非常に困難な相手でございます。と申しますのは、一つは、カラーということはすでに白黒のテレビというものが基礎にございまして、それが部分的にブラウン管をかえてカラーに変えるという形をとってまいるわけであります。したがって、基礎は白黒テレビで、ずっと中身にわたっての大きな点の量産というものが行なわれてきた、その基礎の上に立ってカラーというものがあるので、非常にその点は全般の将来の予測というものが立てにくい状況にございます。現在の生産台数は、三十九年が大体五万台と見ていただいていいかと思いますが、四十年になって大体十万にそれがなった。しかし、非常に小さいところの話でございまして、倍になったといっても、五万から十万という非常に小さなことでございますが、最近四十一年に輸出が非常に伸びた。四十一年の輸出が大きく伸び、国内需要も拡大いたしまして、五十万台をこすところまでまいったわけです。四十二年にどうなるかということは、非常にいろいろな説がございまして、むずかしゅうございますが、私は百万台くらいの数にはなっていくんじゃないか。輸出について先ほどから非常に神経質な憶病なことを言っておりますのは、一つにはそこにございまして、アメリカ関係で伸びなくなりますと、これはえらい輸出停滞という形になりますので、そこの点では非常な神経を使っておるわけでありますが、対米輸出を中心にした輸出関係がうまくいけば、その程度のところまでいくだろう。半分あるいはそれ以上の輸出の形の構成ということになってまいります。そういう形で今後伸びてまいります。それで、一般的にどういう見通しを持ち、どんな姿勢で臨んでいくかということでございますが、私の感じといたしましては、これはただ数量がふえるから直ちにコストが下がるという性格のものでは必ずしもございません。石油化学であるとか、鉄鋼であるとかいうような装置産業と違いまして、量産効果が直ちに製品のコストにくるという性格のものではございませんし、特に労働力に依存する部分が組み立て等かなり強い分野でございます。したがって、今後の全般の生活水準のアップ等からはね返ってくる一般の経済コスト構造からいいますと、必ずしも大きなものは期待できないと思いますが、ことし前半のいろいろな事例、事案がございました結果、業界の姿勢というものが、やはり一般に広く売っていくという方向に踏み切ってきたようであります。これは番組がふえたとか、あるいはいろいろ政府側の動きもあったようでございますが、それに即応して動いたからではなしに、必然だったかもしれませんが、量産して比較的簡素なものを出して一般の所得層に食いつきたい、こういう動きになってきましたことは、価格が自然に下がっていく方向になっているのではないか。ただ、カラーテレビについては、価格統制は全然ございませんわけです。たとえば独禁法違反の事実があるというようなときに、その角度から追及するということは別にございますけれども、私らのほうでは、これをどの辺まで下げろと強制することはできませんが、商品としての傾向は、自然に下がっていく性格の商品ではないか。しかし、装置産業のようにずばりと生産量に見合った価格引き下げということはなかなか困難であろうというふうに判断をいたしておるわけであります。

○中谷委員　もう一度お尋ね申しますが、これは全くいろいろな数字を先ほどからおあげいただきましたし、私もその程度のことについては若干調べてみたんですけれども、結論として、国内価格と輸出価格との格差については、違法というふうなことはないことはもちろんですが、そういうことが妥当なのかどうかということになってまいりますと、全く素朴な国民――ここで国民を持ち出すことがはたして適切かどうかわかりませんけれども、私自身の気持ちといたしまして、妥当ではない。本日御説明をいただきました、あるいはまたものの資料等を見てみましても、その価格差の説明は合理的に納得をできるところまではいかない。もっと強いことばで申し上げれば、不当ではないのか、こういう価格差は不当ではあるまいかという感じがするわけでありますが、こういう結論的なお尋ねのしかたは私自身あまり好まないのですけれども、通産省の御見解として、国内価格と輸出価格との差については不当でないのだ、妥当だというふうに、お考えになるのか、それとも不当とはいえないだろうけれども好ましくない、さらに行政指導を実施したいというふうなお答えになるのか、もっとメーカーの立場と申しますか別の観点から、あたりまえなんだというふうな私たちの全然予想しないようなお答えが出るのか。こういうふうな非常に詰めた質問のしかたになるかもしれませんが、お答えいただきたいと思います。

○高島政府委員　私からお答え申し上げるのもどうかと思いますが、私なりの考え方でお答え申し上げます。開きが不当であるかどうかということは、むしろ現在のこういった家庭電気製品の生産から流通まで全体を見てみまして、一つの日本の構造としてある現在の姿にいろいろと根本的な問題が残っていると思います。たとえば先ほど答弁いたしましたように、販売経費等がメーカー負担でやっていかなければならぬといったあたり、それから物品税をかけたままでこれがずっといっていいかどうかという点の問題、また構造的な問題が残っていると思います。したがって、われわれいま物価統制をやっておるわけでございませんで、原価をとって当か不当か、こうきめつける権限も持ち得ないわけでありますが、十九万八千円ということで議論がされておりました当時は、私

はこれは生産の量の問題もあるかと思いましたけれども、対外関係におきましてときに開き方が激し過ぎる感じではないだろうか。それは基礎データをいろいろ追及いたしますと、こういう要素です、こういう要素ですと、いま私が申しましたのに数字をはめていくわけです。だからはめてくる数字は大きく持ってきて、これはうそだということはなかなか言えませんし、権限もございません。したがって要因はそういうところにあって、国内品と輸出品、特に輸出のＦＯＢと国内工場渡しとの値段の間に相当の開きがあるのはやむを得ないと思います。しかし、それは逐次縮小されていくべきものだと思います。十九万八千円のときは、これは大き過ぎるのではないかということを申し上げ、また大臣からも注意を受けたこともありますが、今後いろいろな形において量産化しながらコストをダウンしてまいると思いますが、その線に沿っていけば、私はだんだん事実として価格差が縮まってくる性格のものだと思っております。ただ、いま輸出においてもむしろ過当競争で、そちらがありますとまた向こうが下がってくるだろう、目標のほうがさらに下がる可能性が出てきますので、そちらのほうの突っかい棒をしっかりしながら、国内の値段は量産に応じて下げていくという方向にいくのではないかと思います。したがって、数値的にこれをどうということは私どもその態度を明らかにし得ないのは残念でありますが、そういう事情でありますから、御了承を願います。

○中谷委員　御答弁をお伺いしておりますと、国内価格そのものが下がってくるということは事実として当然あり得るだろう、しかし輸出価格が下がってくるというふうなことについては非常にそれている、こういうことなんですね。それは当然だと思うのです。そういう状態の中で――ではもう一度、この点少ししつこいと思うのですが、私お尋ねしたいと思いますが、要するに、いろいろなファクターがあり、両者のいろいろな動く関係があると思いますけれども、少なくとも他の製品との比較におきまして、国内価格と輸出価格、カラーテレビの場合、何万何千円の差が適当かどうかという聞き方をいたしませんが、どの程度の国内価格と輸出価格とのいわゆる価格の比率差というものが考えられ、一つのこれだったら妥当だろうと思われるようなものは私あり得ると思うのです。いろいろなファクターが多すぎると思いますけれども、あり得ると思うのです。そういう点から見て、はたして現在の価格差というものが適当なのかどうか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○高島政府委員　いまの御質問のポイントに対して端的に申し上げるだけのあれはございませんが、私ほかの品物を見ておりまして、非常に直感的に、問題を提起しましたときは、これは対外関係で言いたくはないけれども、ちと下げたらどうじゃいという感じを端的に去年の夏持ちまして、大臣にさような意見を申し上げた。したがって、その後三万円見当、品質の問題等もございますが、下がってきておる。この辺の段階でどうかということになってまいりますが、ここまでくると、ほかの品物の場合よりは、まだ比較的カラーテレビは開いておるというのが実態じゃないかと私は思いますけれども、これはカラーテレビ等の特殊の事情もいろいろございます。これは対外関係であまり申し上げたくない点もございますが、要するに、新しい製品として、向こうの技術力の備わった本家に売り込んでいっておるという感じもございますから、そこでの競争ということを考えてまいりました場合に、申し上げにくいデリケートなところはあり得ると思います。しかしそこは、相当に日本側のほうも値段が下がらぬようにいろいろと地固めをして、そして国内の値段を量産においてむしろ下げていって、両者の差をなくす、こういう行き方でいって、いろいろと苦心惨たんいたしておるわけでございます。役所自身がどうということもできませんので、その点はやはり全体の流れに沿って下がっていくという方向に誘導するという以外に申し上げようがないと思います。

○中谷委員長　一応この程度にいたしまして、公取の委員長にお教えをいただきたいと思います。

まず最初に、カラーテレビに関する審判開始決定が、四十一年の十二月二十七日でございましたか、なされたわけですが、いままで御審理は何回あったわけでしょうか、そして後結審のお見通しはいつになるのか、この点をひとつお教えをいただきたいと思います。

○北島政府委員　昨年の十二月の二十七日に審判開始決定をいたしまして、本年に入りまして、一月三十一日に第一回の審判をいたしました。それからただいままでに六回の審判を経ております。今後の予定といたしましては、五月中にさらに一回、六月に二回の審判、七月中に三回の審判を予定しておりまして、そこで七月一ぱいまでの日程がきまっておりますが、都合十二回ただいまのところ予定されております。それからあとはどうなりますか、この審判の経過によって変わってくるわけであります。

○中谷委員　独占禁止法につきましては、非常にうかつであったわけですけれども、こちらに登院してまいりましてから初めて見たようなわけなんですけれども、いわゆるこのカラーテレビの御審判の対象になっている事案というのは、独禁法第二条第六項でございますか、「共同して」「相互にその事業活動を拘束し、又は遂行する」という点のおおむね法律解釈の御審判のように、私いただけた記録を拝見した範囲内では、そういうふうに理解をするわけなんです。御審判のことでございますから、理解が違っているかもしれません。特に被審人の各電気製品メーカーのほうでは、法の認定の直接の対象になる事実関係について争いのあることは当然であろうと思いますが、いわゆる事実関係についてそれほど強硬に証拠そのものについて争っているという事案ではないようにも思うのですが、御審判として、回数にしろ、したがいまして御結審に至るまでの期間が、精力的に期日をとっていただいて御審判していただいているわけですけれども、かなりかかっているような気がいたします。要するにこの御審判の審決の結果につきまして、カラーテレビの問題についてのいろいろな影響、国民の側からいいますと好ましい影響、ことに事案の関係からいたしまして、委員長にどういう結論になるかというようなことはこの席でお尋ねする筋合いのものではございませんけれども、しろうとが考えましても、おおむね結論は理解できる。要するに被審人についての主張が排斥されるような結論が出る成り行きになっているということは、一応両者の主張をしろうとながらに検討すれば、おおむね理解できる事案だと私は思うのです。それが御結審についてなおかなりかかるというようなことについて、問題点は一体どこにあるのかということと、いま一つは、いわゆる審査部の一般的な機構、それから人員等についての人手不足というような問題点がこの場合指摘されるべきではないかと思いますので、この点についてお答えをいただきたい、こういうことでございます。

○北島政府委員　すでに審判に入っておりますので、私からいまいろいろ申し上げることは、審判の結果を予断させることになりますので、適当でないと考えております。審判手続は、調べました審査官とそれから被審人――調べられる人、その上に審判官という中立的なものがおりまして、それが裁判手続類似の方式でもってただいまいたしております。結審いたしますと、審判官が審決案というのを作成いたしまして、これを委員会に提出するとともに、被審人のほうにも出す。被審人は審判を受けるほうですね。その被審人がこれに対して異議の申し立てをいたしますと、委員会といたしまして、審決案と、被審人の異議の申し立てがかりにありました場合に、両方さらに見比べまして、審判記録なども十分検討しました上で、最後的に合議体でありますところの公正取引委員会で決定をする、こういうことになっております。ただいま私から申し上げることはなはだ適当ではございませんけれども、ただ、ただいまま

でのところでは、今度の問題はカラーテレビだけではなく、白黒テレビにも関係いたしている問題ですが、審査官のほうでは、いつ幾日に会合しましてこういう申し合わせをしたのではないかということを言っているわけでございますけれども、会合の事実は認めているようでございますが、これに対しまして、はたしてそれが不当な取引制限になるのか、相互拘束になるのか、あるいは公共の利益に反するというようなことになるのかという点につきまして、被審人が争っているようでございます。

なお、ただいままで時間がかかっておりますのは、このために被審人が相当膨大な参考人の審訊を要求しておりまして、これを審判官がある程度取り上げて参考に審理しておる、こういうかっこうになるのであります。一応言うべきことは言わせ、尽くすべき作業は全部尽くさせて、その上でやはり審判官として最後的な審決案をつくる。それをさらに委員会でこれを慎重に検討する、こういうたてまえであります。ただいまのところ、内容につきましては、とやかくいろいろ申し上げるわけにはいかないわけでございます。

○中谷委員　内容についてお聞きしたというふうな印象をもし委員長にお与えしたとすれば、これは私そういう趣旨では全然なかったわけです。そういう点については、準司法的な機関である公取委にそういうことについてお尋ねする意思は全然なかったわけです。ただ、私がその後段で申し上げました、いわゆる審査部の権限、審査部の人員等について若干不足しているのではないかという点について申し上げたわけなんです。この点についてまずお答えをいただきたいと思います。

○北島政府委員　ちょっとただいまお答えの中で漏らしたわけでございますが、現在の審査官の数でございますが、昭和四十一年度、昨年度は本局で六十四名、地方を合わせて八十一名。これが四十二年度で予算が通過いたし、また現在御審議願おうとしております私的独占禁止法の改正案が、御審議の結果通過いたしますと、約九十名程度の審査官になるわけでございます。しかし何と申しましても、全国でこういう独占禁止法違反事件を取り上げる審査事務に従事する者が増員になりましても、本年度九十名程度ということは、これはやはり手薄だろうという批判は免がれないわけでございます。私ども手薄だという点につきましては、事件もできるだけ簡潔に早く片づけるものは片づける。それから取捨選択も十分にやって、そうしてできるだけ現在の独占禁止法違反事件について最も有効な審査をいたしたい、こう考えております。なお今後人員の充実とか、たとえば職員の資質の向上等についても十分心がけるつもりでございます。

○中谷委員　お尋ねしたい点は、その審査部の人員が若干ではなしにかなり足らないのではないかという疑問――審査部のみならず、そういう疑問を私は持ったわけなんです。と申しますのは、カラスの鳴かない日があっても牛乳の問題について報道されない日がないくらい現在牛乳の問題について報道されております。また現実に、これはもう国民生活については、ただ報道があるからというだけではなしに、一番密接なといいますか、直接的な影響を持っている問題だと思うのです。それと公取委との関係について非常に――大臣もおいでになりませんので、この程度で質問を終わりたいと思いますけれども、公取委のほうで乳価値上げに関して急ぎ調査をされた、さらに手入れをされたというふうなことでございます。四月十三日の新聞の報道によりますと、牛乳値上げはやみ価格協定なんだ、独禁法違反の疑いがあるということで立ち入り調査をされた、たとえば乳業の大きな会社に対して係官が立ち入り調査をしておられる。その見出しには、もう審査部をとにかく総動員しての立ち入り捜査なんだということなんです。そうすると、牛乳の問題だけでこれは総動員だということになれば、一体牛乳以外の問題についてどうなるのだということも私は疑問に思います。ところが、そういうふうな状態の中で、一つの注目すべき消費者の動き、消団連が方針をきめた。そして業界は公取委員会の結論を待て、それまでは牛乳の値上げ分を払わないのだ、こういうふうな方針といいますか、一つの抵抗を示しているわけです。私、消費者の立場としては、こういう立場は当然だと思うのです。しかし、そうすると公取としては、公取の結論待ちだということで、げたを預けられたというかっこうになってまいりますと、公取の結論をいずれにしても、消費者も、それから被審人になるかもしれない、いわゆる業者の人も、これは急ぐのがあたりまえだろうと思うのです。ところが先ほどのカラーテレビの問題について、これは私事案の内容についてお尋ねするつもりはありませんけれども、少なくとも現在までの記録を拝見した限りにおいては、要する二条六項の法律解釈が主たる争点の事案のように私は思える。それほど影響は大きいのでしょうけれども、御審理について非常にむずかしいのかなあという感じを私持つわけなんです。そうすると牛乳の問題について、かりに同じような問題が出てきましても、これは結論が出るのはいつのことになるかわからぬというようなことになってまいりますと、消費者、業者、小売り商、いろいろな混乱が出てくるだろうと思うのです。そうなってまいりますと、審査部の拡充、それから法律的には非常にお詳しいようですけれども、エコノミストとしての能力の養成だとか、いろいろな問題が出てくるだろうと思いますが、そういうような点について、ひとつ牛乳問題と関連してお答えをいただきたいということと、いま一つは、これは委員長にこういう御答弁をお願いしたいと思いますが、要するに消団連が、業界は公取委の結論を待て、それまでは牛乳値上げ代分は払いはしないといっておられる、その点については、これはけっこうでしょう、また結論の出てくるのを待つまで払わぬでいいでしょうという委員長の御答弁をいただけないことは当然であります。ただ消団連といいますか、消費者、国民の、払わないんだ、また払うだけの気持ちにならないんだという気持ちについては、公取委員長として、ひとつ公取としては、そういう気持ちについてはこう考えるということの所信の御表明があってしかるべきではないか、こう私は思うわけなんです。まさか払わないというものを公取で払ってくれというような所信の表明はあるはずはないと思います。いずれにいたしましても、そういう所信の御表明があるべきではなかろうか、こういうように思いますので、この点お尋ねいたします。

○北島政府委員　牛乳問題につきましては、現在二つの県の価格協定の問題と、それから全国的な規模における価格協定の問題、この三つの事件があがってきております。これにからまりまして、安売り者に対するところの妨害行為に対する提訴の問題等がありまして、当初四月の十三日に一斉にしましたときには、二、三日続けまして、全国で二十八カ所、七十人くらい動員しました。ほとんど審査部全員動員したわけであります。もちろんこの動員がそう長く続くわけではありませんが、最初の数日間とにかく全部動員しませんとできません。その後だんだん専門のほうに収縮していったわけであります。牛乳事件に手がかかってほかに取り組めないということではございません。しかし牛乳問題は大きな問題でございますので、たとえば東に申告あればかけつけ、西に訴えあればかけつけるというふうに審査官を督励いたしております。とにかくこの問題は、その話があったらすぐ出かける、こうやっておりますので、目下追われておるわけであります。

これに関連いたしまして、消団連あたりで公取の結論が出るまで払わないということをやられていることは、これは消費者としていろいろ対抗措置を立てることは当然でございましょう。しかし、公正取引委員会自体としましては、これに全然関与しないわけであります。民事上のお互いの取引契約の問題でございますから、これは公取が関与する問題ではない、こう考えております。ただ消費者として納得しない気持ちはよくわかります。したがって、公取は早く片づけてくれ、それまでは払わないぞ、こういう気持ちはわかるわけ

でありまして、せっかく私どもいま努力しておるわけであります。

○中谷委員　先ほど委員長のほうから少しお話がありまして、私かえって恐縮したのですけれども、問題になる値上げ分は払わないということについて納得しないのはわかるというその御答弁の前に、十三円牛乳は廃止なのだ、要するに業者が圧力をかけたというので問題なんですね。先ほどちょっと委員長がおっしゃった、そういう末端と申しますか、消費者と直接つながるところで非常な混乱が起こってきている。この問題についても、こういう十三円牛乳が生まれたのだけれども、業者の圧力によってそういうことになってくるというのではお話にならないと思うのです。この点については、公取はすでに調査にお乗り出しになっておられますけれども、早急にお乗り出しになると同時に、こういうふうな混乱のないようにひとつ十分に努力をする——すでにも御努力をいただいておるのですが、委員長のおことばによれば、まさに東奔西走の御努力をいただいておるということでございますけれども、この点についてさらにお答えをいただきたいと思います。

○北島政府委員　いわゆる十三円牛乳に対する妨害行為というようなことで提訴がございまして、この点いま調べております。これはまだ審査の段階でありますが、どうもその十三円牛乳を扱っている方に対しておろしている先と話が食い違っているところがだいぶあるようで、この点はなお十分検討を要すると思います。なお申告なさった方も、当初いらっしゃっただけで、あと何回も審査部でもって御来局をお願いしてもいらっしゃらないということもございます。しかしそういう問題がございますれば、私どもとにかく何でも取り上げて、どんどん調べるように——昨日か一昨日の新聞に出ておりましたが、小平の団地の牛乳の問題、これなんかも提訴がありましたので、たしか六人の審査官がかけつけて、ただいま調査いたしております。

○中谷委員　最後に、委員長に一言お尋ねしておきたいのですが、ポッカレモンの問題につきまして、参議院の予算委員会で、法務大臣がポッカレモンの現物をごらんになって、これは刑法上の詐欺なのだ、こういう御答弁があったわけです。刑法上の詐欺になるかどうかは別といたしまして、結局そういう不正な行為については許せないのだ、捜査権とか公訴権を発動するかどうかは別として、これはもう感覚的に見て詐欺じゃないか、これはいわゆる独禁法の補完法違反としての騒ぎどころじゃない、こんな気持ちが国民には共感を持って迎えられているということ、私はそういうふうに申し上げても間違いはないと思うのです。いわゆる詐欺罪ということで軽々に捜査権を発動するということがいいかどうか、いや断固として発動すべきだという、またいろいろな見解があるでしょうけれども、感覚的に見てひどい詐欺だという法務大臣のそういう考え方は、決して権力をもって業者を押えつけたというふうな感じじゃなしに、むしろ国民の気持ちを率直に表明したとして受け取られていると思うのです。そういたしますと、公取のほうの関係においても、独禁法のいろいろな補完法や付属法規等の罰則につきましても、あるいはさらに強化すべきものがあるというふうなこと、要するに単に審査部の方が東に走り西に飛びというだけではなしに、消費者保護の立場から、そういう罰則の強化ということもある意味では考えられてしかるべきではないか、こういうふうなことも私は感ずるのですが、この点についてはいかがでございましょうか。

○北島政府委員　レモンの問題につきましては、これは刑法上の詐欺に当たるかどうか、私どもはしろうとで存じません。もしそれが詐欺罪になるならば、司直の手でさばいていただくよりしかたがないのでありますが、それはそれといたしまして、不当景品類及び不当表示防止法違反でございますならば、私どもはその点を取り上げて、排除措置を命ずる、こういうふうなたてまえになっております。そして、もしこの排除措置に従わない場合は、これは確定審決に従わないという罪で二年以下の懲役または三十万円以下の罰金ということになっております。ただいままでのところでは、不当景品類及び不当表示防止法に基づきまして排除命令を出したものに対しまして、これに従わない例はございません。したがって、いままで罰則にかけたことはございません。しかし今後、たとえば悪質の不動産屋が繰り返すような違反行為がありますれば、これは直ちに確定審決違反の罪で持っていく必要があろうかと考えておりまして、その点ひどいものはやはり罰則にかけていくほうがいいのだというようなたてまえで持っていきたいと思います。とりあえずは罰則の強化というよりも、はなはだしい独禁法の違反事件に対しては、やはりだんだん罰則の適用をしていかなければならぬのじゃないか、そういう感じを持っているわけであります。

○中谷委員　公取の委員長に対する私のほうのお尋ねはこれで終わりまして、あと大臣のほうにお尋ねいたしたいと思います。

○田中(武)委員　関連して。いまの話を聞いていて、ちょっと気がついたのだが、独禁法の六十七条でいわゆる停止処分の申請がありますね、緊急停止命令の。これは三条の違反のときはあるが、二条は載っていない。しかし私的独占の違反あるいは公正取引ということならかかると思うのです。先ほど中谷委員も言っているように、そういう事実が発生している、しかしあなたのほうの手続等もあって、結論が出るのが相当長期にわたる、そういうときには、現在の法のもとでは、これによるいわゆる停止処分、カルテルなどによる値上げなどの停止処分、あるいはもっと一歩進めるならば、独禁法を改正して、独禁法自体によって公取の権限としてのインジャンクションの規定を置くというようなことについてはどうですか。そういう事実をやっている、しかし調べるのには相当の期間がかかる、人が足らぬといっておっても、これは予算とかなんとかいうことになるわけじゃないので、審決が長くかかるなら、一応その事態を停止させるインジャンクションの規定を置く、こういうことをぼくはいつか議論したことがあるのです。現在は六十七条の裁判所の緊急停止命令ですが、これをもう一歩進めて、公取委員会自体が停止命令をかけられるようなインジャンクションの規定を置く必要があるのじゃないかと思うが、どうですか。

○北島政府委員　六十七条の裁判所の緊急停止命令またはその変更、この問題につきましては、いままで公取としても適用した事件が何回かございます。それを放置しておけないような緊急事態があるといった場合には、裁判所に申請いたしまして、認められた事件がございます。今後そういう必要があれば、私どもこれを使うわけでありますが、ただ公取自体でもってそういうものを置く規定の問題につきましては、ただいま私ども十分検討いたしたいと思いますが、まずは裁判所の緊急停止命令、こういうのが公正なる立場じゃないだろうか、こんな考えを、私自身いま伺っておりまして感じております。

○田中(武)委員　現在の法制のもとでは、六十七条の裁判所の緊急停止命令だという。しかし先ほど来中谷委員の質問の中であらわれてきているのは、そういう事態が起こってきておるし、一方においてはその審決を待って金を払いましょうということもありますので、人の関係等々で手間がかかるのだ、そういうときには、そういうカルテルをびしっと停止させるのだというような方法、これを考えるべきだと思うのです。現在では六十七条によるわけなんだが、それ以前に立法論として、ぼくは公取委員会自体が停止命令をするようにしてもいいと思います。あなたがやらなければ、ぼくらのほうでインジャンクションの規定をつくってもよろしい。意見だけ申し上げておきます。

○島村委員長　この際、去る十七日付託になりました内閣提出、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案及び昨十八日付託になり

ました同じく石油開発公団法案を議題とし、通商産業大臣から趣旨の説明を聴取することといたします。菅野通商産業大臣。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律

中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　中小企業等協同組合（第四条）」を「第二章　中小企業等協同組合（第四条）　第二章の二　協業組合（第五条―第五条の二十三）」に、「第五条―第十六条」を「第六条―第十六条」に、「第九十五条」を「第九十四条」に、「第九十六条」を「第九十五条」に、「第五章　中小企業団体中央会（第百一条）　第五章の二　主務大臣等（第百一条の二・第百一条の三）」に改める。

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　協業組合

「第三章　商工組合及び商工組合連合会　第一節　総則」を「第二章の二　協業組合」に改める。

第五条中「この章」の下に「及び次章」を加え、同条の次に次の二十二条を加える。

（目的）

第五条の二　協業組合は、その組合員の生産、販売その他の事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的とする。

（人格及び住所）

第五条の三　協業組合は、法人とする。

2　協業組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第五条の四　協業組合は、その名称中に協業組合という文字を用いなければならない。

2　協業組合でない者は、その名称中に協業組合という文字を用いてはならない。

3　協業組合の名称については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

（組合員となる資格等）

第五条の五　協業組合の組合員となる資格を有する者は、中小企業者及び定款で定めたときは中小企業者以外の者であつて、加入の際に定款で定める事業の全部又は一部を営むものとする。

第五条の六　前条の中小企業者以外の者は、協業組合の総組合員の四分の一をこえてはならない。

（事業）

第五条の七　協業組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一　協業（組合員又は組合員になろうとする者がその営む事業の部類に属する事業の全部又は一部を協同して経営するため、当該事業を協業組合の事業として行なうことをいう。以下同じ。）の対象事業

二　前号の事業に関連する事業

三　前二号の事業に附帯する事業

2　協業組合は、需給構造その他の経済的事情が著しく変化したため事業の転換を行なう必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を行なうことができる。

（競業の禁止）

第五条の八　組合員は、総会の承認を得なければ、協業組合の行なう事業の部類に属する事業の全部若しくは一部を行ない、又はその行なう事業の部類に属する事業の全部若しくは一部を行なう法人の役員になつてはならない。

2　前項の規定は、組合員たる法人の役員に準用する。

（出資）

第五条の九　組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2　出資一口の金額は、均一でなければならない。

3　一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の五十以上となつてはならない。ただし、組合員の数が二人以下の場合は、この限りでない。

4　第五条の五の中小企業者以外の者の出資総口数は、百分の五十以上となつてはならない。

5　組合員の責任は、その出資額を限度とする。

6　組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて協業組合に対抗することができない。

（議決権及び選挙権）

第五条の十　組合員は、各平等の議決権及び役員の選挙権を有する。ただし、定款で定めたときは、各組合員に平等に与える議決権及び選挙権のほか、組合員の有する出資口数に比例した数の議決権及び選挙権を与えることができる。この場合において、出資口数に比例して与える議決権及び選挙権の総数は、各組合員に平等に与える議決権及び選挙権の総数をこえてはならない。

2　議決権及び選挙権については、協同組合法第十一条第二項から第五項まで（議決権等の行使）の規定を準用する。

（加入）

第五条の十一　協業組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき協業組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込み及び協業組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

第五条の十二　死亡した組合員の相続人が協業組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、第五条の五及び前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合には、相続人たる組合員は、被相続人の死亡の時における持分についての権利義務を承継する。

2　死亡した組合員の相続人が二人以上あるときは、その全員の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

第五条の十三　解散した組合員たる法人が解散の時にその法人を代表する役員であつた者の一人に対しその有する持分の払いもどしを請求する権利の全部を譲り渡し、かつ、当該役員であつた者が協業組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、第五条の五の規定にかかわらず、当該役員であつた者は、組合員となる資格を有する者とみなす。

2　前項の加入の申出をした者は、加入につき協業組合の承諾を得たときは、第五条の十一の規定にかかわらず、解散の時に組合員になつたものとみなす。この場合には、当該組合員は、その解散した組合員たる法人の解散の時における持分についての権利義務を承継する。

（持分の譲渡し等）

第五条の十四　組合員は、定款で定めるところにより、総会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。ただし、組合員に譲り渡す場合であつて理事会の承認を得たときは、この限りでない。この場合において、理事会は、正当な理由がある場合を除き、その譲渡しを承認しなければならない。

2　組合員は、前項の総会又は理事会の承認を得られないときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、当該持分に応ずる出資口数の減少（当該持分が当該組合員の持分の全部であるときは、脱退）をすることができる。

3　組合員の持分の譲渡しについては、協同組合法第十七条第二項から第四項まで（持分の譲渡し）の規定を準用する。

（発起人）

第五条の十五　協業組合を設立するには、その組合員になろうとする四人以上の者が発起人とな

ることを要する。

2　発起人については、第五条の六の規定を準用する。

（創立総会）

第五条の十六　発起人は、定款を作成し、創立総会を開かなければならない。

2　発起人が作成した定款の承認、協業計画及び事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3　前項の協業計画には、次の事項を記載しなければならない。

一　協業の目的

二　協業の対象事業の内容及びその経営の方針

三　組合員になろうとする者の氏名及び住所並びに引き受けようとする出資口数

四　組合員になろうとする者の事業の状況及び協業に係る事業の廃止に関する計画

4　創立総会においては、第二項の定款を修正することができる。

5　創立総会の議事は、組合員になろうとする者の議決権の三分の二以上の多数によって決する。ただし、第二項の定款の事業に係る部分の修正及び承認については、全員の一致によって決しなければならない。

（設立の認可）

第五条の十七　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2　主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款、協業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。

二　事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。

三　協業計画及び事業計画の内容が、技術の向上、品質の改善、原価の引下げ、能率の増進その他生産性の向上に寄与するものであると認められること。

（定款）

第五条の十八　協業組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　事業

二　名称

三　事務所の所在地

四　組合員となる資格に関する規定

五　組合員の加入及び脱退並びに持分の譲渡しに関する規定

六　出資一口の金額及びその払込みの方法

七　剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

八　準備金の額及びその積立ての方法

九　議決権及び選挙権に関する規定

十　役員の定数及びその選挙に関する規定

十一　事業年度

十二　公告の方法

2　協業組合の定款には、前項の事項のほか、協業組合の存立時期又は解散の原因を定めたときはその時期又はその原因を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を、協業組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産並びにその価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。

（特別の議決）

第五条の十九　次の事項は、議決権の総数の過半数の議決権を有する組合員が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更（次項第一号に掲げるものを除く。）

二　解散

三　第五条の八第一項（同条第二項及び第五条の二十三第三項において準用する場合を含む。）の承認

四　組合員の加入の承諾

五　組合員の持分の譲渡しの承認

六　組合員の除名

2　次の事項は、総組合員の一致による議決を必要とする。

一　定款の変更であって事業の種類の追加に係るもの

二　合併

三　事業の全部の譲渡し

（剰余金の配当）

第五条の二十　協業組合は、損失をうめ、第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第五十八条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

2　剰余金の配当は、定款に別段の定めのある場合のほか、出資口数に応じてしなければならない。

（現物出資の場合の課税の特例）

第五条の二十一　主務大臣は、政令で定めるところにより、協業組合に対して現物出資をする中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける協業組合の行なう事業の用に供するため必要なものである旨の承認をすることができる。

2　前項の承認を受けた中小企業者については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、法人税を軽減する。

（公正取引委員会の請求）

第五条の二十二　公正取引委員会は、協業組合の事業活動が一定の取引分野における競争を実質的に制限することによって不当に対価を引き上げることとなると認めるときは、主務大臣に対し、次条第六項において準用する協同組合法第百五条の四の規定による措置をとるべきことを請求することができる。

（準用）

第五条の二十三　協業組合の組合員については、協同組合法第十九条（同条第一項第一号及び第四号並びに第二項第一号を除く。）（法定脱退）及び第二十条から第二十二条まで（持分の払いもどし）の規定を準用する。この場合において、同法第十九条第二項第二号中「出資の払込、経費の支払その他組合に対する義務を怠った組合員」とあるのは「出資の払込みその他組合に対する義務を怠った組合員又は中小企業団体の組織に関する法律第五条の八第一項の規定に違反した組合員（法人たる組合員であって、その役員が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したものを含む。）」と、同法第二十条中「脱退した」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした」と、同法第二十一条中「脱退の時」とあるのは「脱退又は出資口数の減少をした時」と読み替えるものとする。

2　協業組合の設立については、協同組合法第二十七条第六項（創立総会）、第二十八条（理事への事務引継ぎ）、第二十九条第一項から第三項まで（出資の第一回の払込み）及び第三十条から第三十二条まで（成立の時期等）の規定を準用する。この場合において、同法第二十七条第六項中「中小企業等協同組合法第二十七条第五項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十六第五項」と、同法第三十一条中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

3　協業組合の管理については、協同組合法第三十四条（規約）、第三十五条第一項から第四項まで及び第六項、第三十五条の二から第三十六条の三まで、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条の二まで、第四十二条から第五十条まで、第五十一条（同条第一項第四号を除く。）、第五十二条（同条第三項を除く。）、第五十四条（役員、総会等）、第五十六条、第五十七条（出資一口の金額の減少）、第五十八条第一項から第三項まで（準備金及び繰越金）、第六十条（剰余金の配当）並びに第六十一条（組合の持分取得の禁止）並びに商法第二百五十六条の三、第二百五十六条の四（累積投票）並びに第二百五十七条第一項及び第二項（解任）の規定を、協業組合の理事については、第五条の八第一項の

規定を準用する。この場合において、協同組合法第三十四条第一号中「総会又は総代会」とあるのは「総会」と、同法第三十五条第四項中「理事（企業組合の理事を除く。以下本項中同じ。）」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、理事」と、「設立当時」とあるのは「定款に別段の定めのあるときのほか、設立当時」と、同法第三十五条の二、第四十八条及び第五十一条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第四十条の二及び第四十五条第一項中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と、同法第四十七条第二項及び第四十八条中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と、同法第五十一条第一項第一号中「定款の変更」とあるのは「定款の変更、事業の全部の譲渡し及び組合員の加入の承諾」と、同条第三項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、同法第五十二条第一項中「出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」とあるのは「議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する組合員が出席し、その議決権の過半数で決する」と、同数第五十四条中「中小企業等協同組合法第五十三条」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九」と、商法第二百五十七条第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同条第二項中「第三百四十三条」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と読み替えるものとする。

4　協業組合の解散及び清算については、協同組合法第六十二条第一項及び第二項、第六十三条から第六十六条まで、第六十八条第一項並びに第六十九条（解散及び清算）の規定を準用する。この場合において、同法第六十二条第二項、第六十三条第三項及び第六十五条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第六十三条第四項中「第二十七条の二第四項から第六項まで」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十七第二項」と、同法第六十四条第三項中「第五十三条」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の十九第一項」と、同条第四項中「第三十五条第四項本文及び第五項本文」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項の規定により読み替えられた第三十五条第四項本文」と、同法第六十九条中「第三十六条の二から第四十条の二まで」とあるのは「第三十六条の二、第三十六条の三、第三十七条第一項、第三十八条から第四十条の二まで」と、「総組合員ノ五分ノ一以上」とあるのは「議決権ノ総数ノ五分ノ一以上ニ当ル議決権ヲ有スル組合員」と読み替えるものとする。

5　協業組合の登記については、協同組合法第八十三条（同条第二項第三号、第三項及び第四項を除く。）、第八十四条から第八十九条まで、第九十一条から第九十三条まで、第九十五条、第九十七条及び第百条から第百三条まで（登記）の規定を準用する。この場合において、同法第九十二条第二項中「事業協同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、火災共済協同組合登記簿、信用協同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登記簿」とあるのは「協業組合登記簿」と、同法第九十七条第二項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

6　協業組合の監督については、協同組合法第百四条から第百六条の二まで（雑則）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と、同法第百五条第一項中「総数の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に当たる議決権を有する組合員」と読み替えるものとする。第六条第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条の前に次の章名及び節名を附する。

第三章　商工組合及び商工組合連合会

第一節　総則

第八条第四項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第十一条第二号中「企業組合」の下に「、協業組合」を加え、「行う」を「行なう」に改める。

第三十四条第一項及び第三十五条中「以下」の下に「この章において」を加える。

第八十一条第二項中「第九十五条」を「第百一条の三」に改める。

第九十四条及び第九十五条を削り、第九十三条の二を第九十四条とする。

第四章中第九十六条の前に次の一条を加える。

（協業組合への組織変更）

第九十五条　協同組合法第九条の二第一項第一号の事業を行なっている事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合は、総組合員の一致による総会の議決を経て、その組織を変更し、協業組合になることができる。この場合において、当該事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合が行なっている事業（事業協同組合及び事業協同小組合にあっては同号の事業であって主務大臣の定めるものに限る。）は、第五条の七第一項第一号の協業の対象事業とみなす。

2　前項の総会においては、定款及び事業計画の変更、協業計画の設定その他組織変更に必要な事項を定めなければならない。

3　総代会においては、協同組合法第五十五条第六項の規定にかかわらず、第一項の規定による組織変更について議決することができない。

4　理事は、第一項の総会の終了後遅滞なく、定款並びに協業計画、事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、組織変更の認可を受けなければならない。

5　前項の認可については、第五条の十七第二項の規定を準用する。

6　第一項の規定による組織変更は、主たる事務所の所在地において第九十八条の二第一項の規定による登記をすることによってその効力を生ずる。

7　事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第一項の規定による組織変更をしたときは、遅滞なく、その旨を協同組合法第百十一条第一項の規定による行政庁に届け出なければならない。

第九十八条中「次条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（組織変更の登記）

第九十八条の二　事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合は、第九十五条第四項の認可があった日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合については協同組合法第八十八条の登記を、協業組合については第五条の二十三第五項において準用する協同組合法第八十三条第二項（同項第三号を除く。）に規定する登記をしなければならない。

2　前項の場合において、事業協同組合及び事業協同小組合並びに企業組合についてする登記については協同組合法第九十七条第一項（解散の登記の申請）の規定を、協業組合についてする登記については協同組合法第九十三条第一項（設立の登記の申請）の規定を準用する。

第九十九条の前の見出しを削る。

第百条の二中「前二条」を「前三条」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　主務大臣等

（主務大臣等）

第百一条の二　この法律における主務大臣は、次の各号に定めるところによる。

一　協業組合に係る事項については、協業組合の行なう事業を所管する大臣とする。

二　商工組合又は商工組合連合会に係る事項については、それぞれ商工組合又は商工組合連

合会の資格事業を所管する大臣とする。ただし、第三十条又は第三十条の四第二項（これらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による勧告又はあつせん若しくは調停に関しては、その交渉の相手方の行なう事業を所管する大臣（その交渉の相手方が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その交渉の相手方の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）及び商工組合又は商工組合連合会の資格事業を所管する大臣とする。

2　第五十五条第四項に規定する行政庁は、都道府県知事とする。

3　第一項第一号に規定する主務大臣は、この法律の規定による命令、認可又は承認をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に通知しなければならない。

4　第一項第二号に規定する主務大臣は、この法律の規定による命令、認可若しくはその取消し、勧告又はあつせん若しくは調停をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（権限の委任）

第百一条の三　この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行なわせることができる。

第百二条中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に、「貸付」を「貸付け」に改める。

第百三条第二号中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改める。

第百七条の二中「第九十三条の二」を「第九十四条」に改める。

第百九条中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改める。

第百十条中第一号を第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百五条第二項若しくは第百五条の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五条の二十三第六項において準用する同法第百五条の四の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第百十一条中「組合」を「商工組合又は商工組合連合会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百十一条の二　第五条の二十三第六項において準用する協同組合法第百六条第一項の規定による命令に違反した協業組合の理事は、一万円以下の罰金に処する。

第百十三条中「組合又は事業協同組合」を「協業組合、事業協同小組合又は企業組合」に改め、同条第二号中「第九十六条第八項」を「第九十五条第七項又は第九十六条第八項」に改める。

第百十四条中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に改め、同条第一号中「基いて」を「基づいて」に、「行う」を「行なう」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第五条の二十の規定に違反したとき

三　第五条の二十三第三項において準用する第五条の八第一項の規定に違反したとき

第百十五条中「組合」を「協業組合、商工組合又は商工組合連合会」に、「第八条第四項」を「第五条の四第三項又は第八条第四項」に改める。

第百十六条中「組合に」を「商工組合又は商工組合連合会に」に、「出資組合」を「組合員に出資をさせる商工組合又は商工組合連合会」に改め、「第十四号」の下に「までの規定を、協業組合については、同条第四号から第十九号」を加え、「組合の」を「商工組合、商工組合連合会又は協業組合の」に改める。

第百十七条を第百十八条とし、同条の前に次の一条を加える。

第百十七条　第五条の四第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（名称の使用に関する経過規定）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に協業組合という文字を用いている者については、第五条の四第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第三条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」及び「事業協同組合」の下に「、協業組合」を加える。

第三条第四項、第七条第一項第二号、第二十七条第一項、第二十八条第一項第六号並びに第二十九条第一項第三号及び第四号中「中小企業等協同組合」の下に「、協業組合」を加える。

（運輸省設置法の一部改正）

第四条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の九中「並びに」を「、協業組合並びに」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第五条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第一号中「組合」の下に「、協業組合」を加える。

（地方税法の一部改正）

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則に第百項として次の一項を加える。

100　昭和四十二年六月一日に現に存する事業協同組合又は事業協同小組合が、同日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第一項の規定によりその組織を変更して協業組合となつた場合には、当該協業組合は、その組織を変更した日を含む事業年度の開始の日以後三年以内に開始する各事業年度の所得の金額及びその事業税の額の計算に関し、第七十二条の二十二（同条第六項及び第七項を除く。）並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）附則第五十二条第三項及び第四項の規定の適用については、これを事業協同組合又は事業協同小組合とみなす。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第七条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　協業組合であつて、特定事業を行なうもの

第二条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改める。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　特定事業を行なう協業組合であつて、常時使用する従業員の数が五人以下のもの

第二条第三項中第三号の次に次の一号を加える。

三の三　協業組合であつて、第一号又は第二号の事業を行なうもの

第三条第一項及び第三条の四第一項中「中小企業等協同組合」の下に「、協業組合」を加える。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第八条　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号の次に次の一号を加える。

二の二　協業組合であつて、特定事業を行なうもの

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第九条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「中小企業者」の下に「、協業組合」を加える。

第十四条中「協同組合連合会」の下に「、協業組合」を加え、「その他の共同施設」を「その他共同施設」に改める。

第十五条中「同号に掲げる団体」を「同号に掲げる協業組合又は団体」に改め、同条第一号中「中小企業者」の下に「、協業組合」を加える。

（中小企業近代化促進法の一部改正）

第十条　中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五　協業組合

（小規模企業共済法の一部改正）

第十一条　小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「企業組合」の下に「、協業組合」を加える。

第四十二条第一項第二号中「又は企業組合」を「、企業組合又は協業組合」に改める。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正）

第十二条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「並びに企業組合」を「、企業組合並びに協業組合」に改める。

理由

中小企業の経営の規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進するため、協業組合制度を創設し、中小企業者の生産、販売その他の事業活動についての協業を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油開発公団法案

石油開発公団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　業務（第十九条・第二十条）
第四章　財務及び会計（第二十一条―第三十一条）
第五章　監督（第三十二条・第三十三条）
第六章　雑則（第三十四条―第三十六条）
第七章　罰則（第三十七条―第三十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　石油開発公団は、石油の探鉱に必要な資金の供給その他石油資源の開発に必要な業務を行なうことにより、石油資源の開発を促進し、石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図ることを目的とする。

（法人格）

第二条　石油開発公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公団は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　公団の資本金は、四十億円と附則第六条第九項の規定により政府から出資があつたものとされた金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3　公団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第五条　公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条　公団でない者は、石油開発公団という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団に準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2　副総裁は、公団を代表し、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。

3　理事は、総裁が定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行なう。

4　監事は、公団の業務を監査する。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第十条　総裁及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2　副総裁及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、三年とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第十三条　通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　通商産業大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十五条　公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第十六条　総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十七条　公団の職員は、総裁が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十八条　公団の役員及び職員は、刑法（明治四

十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　公団は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一　海外における石油の採鉱に必要な資金を供給するための出資及び資金の貸付けを行なうこと。

二　海外における石油の探鉱及び採取（これらに伴う可燃性天然ガスの採取を含む。第四号において同じ。）に必要な資金に係る債務の保証を行なうこと。

三　石油の探鉱に必要な機械の貸付けを行なうこと。

四　石油の探鉱及び採取に係る技術に関する指導を行なうこと。

五　委託を受けて、国内における石油及び可燃性天然ガスの探鉱に必要な地質構造の調査を行なうこと。

六　前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

七　前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうこと。

2　公団は、前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（業務方法書）

第二十条　公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十一条　公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十二条　公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第二十三条　公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　公団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

（利益及び損失の処理並びに納付金）

第二十四条　公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2　公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4　前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

（借入金及び石油開発債券）

第二十五条　公団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は石油開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　公団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十六条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十七条　公団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第二十八条　公団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第二十九条　公団は、通商産業省令で定める重要な財産を譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十条　公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）

第三十一条　この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十二条　公団は、通商産業大臣が監督する。

2　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十三条　通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　雑則

（解散）

第三十四条　公団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十五条　通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第二十条第一項、第二十二条、第二十五条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第二十七条又は第二十九条の認可をしようとするとき。

二　第二十条第二項又は第三十一条の通商産業省令を定めようとするとき。

三　第二十三条第一項又は第三十条の承認をしようとするとき。

四　第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

（他の法令の準用）

第三十六条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章　罰則

第三十七条　第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十二条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十九条　第六条の規定に違反して石油開発公団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第十六条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（公団の設立）

第二条　通商産業大臣は、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条　通商産業大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3　設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　公団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（石油資源開発株式会社の解散等）

第六条　石油資源開発株式会社法（昭和三十年法律第百五十二号）により設立された石油資源開発株式会社（以下「会社」という。）は、この法律の公布の日から起算して二月以内に商法第三百四十三条（定款変更の決議方法）に規定する株主総会の決議を得て、公団の設立に際し、公団に対してその営業の全部を出資することができる。

2　会社は、前項の規定による出資をする場合には、あらかじめ、その旨を設立委員に申し出なければならない。

3　設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

4　第一項に規定する決議があつた場合において、前項の認可があつたときは、政府以外の株主の所有する株式は、その認可のあつた時に会社が買い取つて消却したものとみなす。

5　前項の場合における株式一株の買取価格は、会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。

6　前項の会社の純資産の額は、臨時に通商産業省に置く評価審査会が決定する。

7　前項の評価審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、通省産業省令で定める。第三十五条の規定は、この場合について準用する。

8　第三項の認可があつたときは、会社の一切の権利及び義務は、公団の成立の時において公団に承継されるものとし、会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

9　前項の規定による承継があつたときは、会社の解散の時までに政府の一般会計及び産業投資特別会計から会社に対して出資された額は、公団の設立に際し、それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計から公団に対して出資されたものとする。

10　第八項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（公団に承継される会社の社債の効力）

第七条　前条第八項の規定により公団に承継される会社の社債に係る債務について石油資源開発株式会社法第十三条の二の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該社債に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2　前項の会社の社債は、第二十五条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

（臨時の業務等）

第八条　公団は、この法律の施行後三年間は、第十九条第一項の規定にかかわらず、通商産業大臣の認可を受けて、石油資源開発株式会社法第七条第一項及び第二項に規定する業務（第十九条第一項各号に掲げる業務を除く。）を行なうことができる。

2　公団は、前項の業務の円滑な実施を図るため、臨時に当該業務の実施を一体として所掌するための組織を設け、かつ、当該業務に係る経理を区分して整理するものとする。

第九条　公団は、前条第一項の業務を廃止するときは、通商産業大臣を認可を受けて、その業務に係る財産を譲り渡し、又は第十九条第一項の規定にかかわらず出資するものとする。

2　前項の規定による財産の譲渡しについては、第二十九条の規定は、適用しない。

3　第三十五条の規定は、第一項の認可に準用する。

（非課税）

第十条　附則第六条第八項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

（経過規定）

第十一条　この法律の施行の際現に石油開発公団

という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二条　公団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条　公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（石油資源開発株式会社法の廃止）

第十四条　石油資源開発株式会社法は、廃止する。

（石油資源開発株式会社法の廃止に伴う経過規定）

第十五条　前条の規定の施行前にした廃止前の石油資源開発株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

第十六条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十六条の十を次のように改める。

第六十六条の十　削除

第八十三条を次のように改める。

第八十三条　削除

（所得税法の一部改正）

第十七条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

石油開発公団	石油開発公団法（昭和四十二年法律第　号）

（法人税法の一部改正）

第十八条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水害予防組合及び水害予防組合連合の項の次に次のように加える。

石油開発公団	石油開発公団法（昭和四十二年法律第　号）

（印紙税法の一部改正）

第十九条　印紙税法（昭和四十二年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表第二中石炭鉱業合理化事業団の項の次に次のように加える。

石油開発公団	石油開発公団法（昭和四十二年法律第　号）

（地方税法の一部改正）

第二十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「森林開発公団」の下に「、石油開発公団」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第二十一条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「森林開発公団」の下に「、石油開発公団」を加える。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十二条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「森林開発公団」の下に「、石油開発公団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第二十三条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「森林開発公団」の下に「、石油開発公団」を加える。

理由

石油資源の開発を促進して石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図るため、石油開発公団を設立し、これに石油の探鉱に必要な資金の供給その他石油資源の開発に必要な資金の融通を円滑にする等のために必要な業務を行なわせる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

○菅野国務大臣　ただいま御提案になりました中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の中小企業を取り巻く諸情勢に対処するため、数年来中小企業の協業化の動きが多くの業種において活発に行なわれております。この動きは、個々の中小企業者の努力によっては達成が困難な生産性の向上を複数の事業者によって追求するものでありまして、中小企業の構造改善をはかるためには有効かつ適切なる方策であります。

従来から協業化の促進のため、政府としては金融、税制、指導等の施策を進めてまいりましたが、協業化のための組織のあり方については、過去三年間中小企業政策審議会において検討を重ねてまいりました結果、協業化を推進するための組織制度として、従前の組織のほか、協業組合制度を創設する必要があるという意見具申がなされたのであります。

すなわち、現行組織制度の中で、中小企業者が協業をはかるために利用し得る場としては、事業協同組合、企業組合及び会社がありますが、従来の組合制度にあっては加入脱退の自由、議決権の平等、配当方法の制限等があって事業経営上企業性の発揮が十分にできない面があるほか、事業協同組合には員外利用の制限やいわゆる全部協業が行ない得ないこと、企業組合には従事に関する制限や法人が加入できないことなどの問題があり、また、会社制度にあっては、資本原理で割り切られ過ぎていることなどにより中小企業者感情にはそぐわないうらみがございます。

そこでこの際、中小企業者を中心とする事業活動の協業化という面に着目して協業化をはかるために、最も合理的な、そして中小企業者が最も利用しやすい機能と性格を持った組合制度、すなわち協業組合制度を創設するため、ここに中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を提案する次第であります。

次に、協業組合制度の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、協業組合は、組合員となる中小企業者等が加入前に営んでいた事業を統合して行なう事業、すなわち協業の対象事業及びその関連事業並びにこれらに付帯する事業を行なうことができます。

第二に、協業組合は、中小企業者のための組織でありますから、その組合員となる者は原則として中小企業者に限られますが、定款で特段の定めを置いた場合にのみ中小企業者以外の事業者の参加を一定の制約のもとに認めております。

第三に、組合員一人の出資限度を百分の五十未満として資本の充実をはかるとともに、一部の組合員の専横を防止することとしております。

第四に、加入及び脱退についてある程度の制限を付し得ることとして、組合事業の一体性と資本の維持とをはかります。

第五に、議決権は各組合員平等を原則としますが、定款により全体の議決権数の二分の一以下の範囲で出資割りの議決権を与えることとし、意思決定が機動的に行なわれるよう配慮しております。

第六に、組合員は、協業組合の行なう事業について競業禁止義務を負い、それにより、事業の統合を保障することとしております。

第七に、剰余金の配当は、定款により別段の定めがないときは出資に応じて行なうこととします。

以上が協業組合制度の概要でありますが、この協業組合の創設は、中小企業の構造改善に大きく貢献し得るものと考えておりますので、何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、石油開発公団法案について、その提案理由と法案の概要について御説明申し上げます。

エネルギー革命の進展と経済の著しい発展に伴

い、石油の重要性が近年とみに高まりつつあることにつきましては、御高承のとおりでございます。すなわち、石油は、現在すでに全エネルギー供給の大宗を占めるに至っておりますが、先の総合エネルギー調査会での検討によれば、昭和六十年度には、その比重は七五%程度まで高まることが推定されております。したがいまして、今後この重要な石油の供給をいかに確保していくかは、わが国エネルギー政策の最も重要な課題の一つであると申しても過言ではないと存ずる次第であります。

ひるがえって、わが国の石油供給の現状を見ますと、資源的な制約などもあって自主的な供給源がきわめて乏しく、その必要量のほとんどを外国に依存している状況にあります。このため、供給源が中近東に相当に偏在する等種々の問題を内包しており、低廉かつ安定的な石油供給の確保の見地から、あるいは自主的なエネルギー政策遂行の上から、きわめて大きな問題があると申さざるを得ません。

かかる現状にかんがみますと、長期的な観点から事態の好転をはかるため、わが国自身の手による石油開発を強力に推進し、自主性のある石油供給源を確保することが喫緊の要務であります。加えて、特に海外石油開発の推進は、将来の膨大な石油輸入に伴う外貨の節約にも資し、かつ、発展途上国の経済協力にも寄与するところ大なるものがあると考えます。

政府といたしましては、このような見地から、これまで、国策会社石油資源開発株式会社に対し探鉱資金を供給する等、石油開発の推進につとめ、民間の努力と相まって、相当の成果をあげてまいっております。しかしながら、近年におけるわが国の石油需要の急激な増大と、最近における産油地域での諸外国の活動の活発化を考えますと、この際、わが国として、計画的かつ一元的な石油開発体制を確立し、国の総力をあげて従来にも増して強力に石油開発を推進することがきわめて必要であると痛感されます。このためには、いわば石油開発の推進母体ともいうべき機関を設置し、総合的な視野のもとに、石油開発企業に対する投融資等の業務を行なわせることが最も適切な方策であろうと存じます。

かかる趣旨にかんがみ、この法律案は、石油の探鉱に必要な資金の供給その他石油資源の開発に必要な資金の融通を円滑にする等のために必要な業務を行なう石油開発公団を設立し、これに対し、国が出資を行なう等所要の措置を講ずるとともに、必要な監督を行なおうとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、石油開発公団は、前述いたしました観点に立ち、石油資源開発株式会社の機構、機能を大幅に改組して発足するものであり、計画的かつ総合的に海外石油探鉱事業に対する出資及び資金の貸し付け、海外石油開発事業にかかる資金についての債務保証、石油探鉱機械の貸与、石油、天然ガスに関する基礎的な調査等の業務を行なうこととといたしております。

第二に、昭和四十二年度におきましては、これらの業務に対しまして産業投資特別会計から四十億円の出資を行なうことを予定いたしております。

第三に、役職員など公団の組織に関すること、予算、決算その他の財務及び会計に関すること、公団の業務についての通商産業大臣の監督等について規定しております。

第四に、石油資源開発株式会社の石油開発公団への移行に伴い、その移行の円滑化等につきまして必要な規定を設けております。

以上、この法律案の提出の理由及びその概要を御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○島村委員長　以上で趣旨の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○島村委員長　引き続き、通商産業の基本施策に関する件、経済総合計画に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑を続行いたします。中谷鉄也君。

○中谷委員　大臣にお尋ねをいたします。あと千葉委員のほうから質疑がありますので、時間が十分程度しかございませんので、簡単に問題の提起だけをいたしておきたいと思います。

いわゆるニューサンスの問題でございますが、この問題についてまさに五十も百も問題点があるわけですが、一つだけ公害基本法の問題に関しまして、企業の利益のために健康が押され押されて後退に後退を続けてきているということが、新聞等の報道のみならず、私自身もそういうふうに思うわけです。だから、国民の生活と企業の利益との公害基本法というものをめぐっての一つの攻防戦だとさえ私は思っているわけですけれども、ただ、本日大臣にお尋ねいたしたいのは、大臣がすでに他の委員会において公害問題についての考え方を述べておられるわけですけれども、要するに、公害問題については企業、国、地方公共団体、住民一体となって対処しなければならないということを述べておられる。しかし、そのことと、基本的な一義的な公害の発生源であり、したがって私法的な責任を負うべきもの、あるいはさらに社会的な責任を負うべきものは企業なんだということについての、一体となって公害防止に協力するということと責任の所在とはおのずから別個のことだろうと思う。これは通産大臣のほうから、何と言ってもやはり公害の責任というのは企業にあるんだということは——いろいろな責任の分散ということはあるが、一義的な第一の責任というものは企業にあると私は考えるけれども、この点についての御答弁をいただきたい。

○菅野国務大臣　私はたびたび申し上げておりますとおり、産業が公害の加害者側であるかもしれません。その点において責任の問題もやはり企業、国、地方公共団体、住民というように、第一に企業という字を書いておるのでございます。

○中谷委員　まさにこの問題については、時間をたっぷりいただいてひとつお尋ねをいたしたいと思うのです。

一つだけこういう問題を提起しておきたいと思うのです。というよりも、これは大臣のみならず、政府の公害問題に対する考え方、基本法の説明のしかたをめぐっての考え方は、健康の保護については経済の健全な発展というものと調和させるべきものではない、健康の保護というのは別のところに置いておくのだ、生活環境の保全ということと経済の健全な発展とは調和なんだ、こういうふうなことを説明しておられる。私はこれは詭弁だと思う。そこで大臣に詭弁だということを論証するためには、五、六時間いただかなければ詭弁だということで大臣を説得するわけにいかぬわけだけれども、これは字句の解釈ではない。

そこで、私はこの問題の端緒を提起して大臣にひとつ御答弁をいただきたいと思いますが、産業構造審議会の公害部会の中間答申、この中間答申、大臣御存じでしょうね。文言も全部——私読んでみます。中間答申の中に「国民の健康の確保と産業の健全な発展との両立をはかりつつ」ということばがある。御理解いただけましたですね。そして提案をされようとしている公害基本法案なるものの中には、国民の健康保護ということばが出てくる。そうでございますね。そしていま一つは、生活環境の保全ということばが出てくる。私は字句の片言隻句をとらえて言っておるのじゃないのですよ。健康の確保ということと健康の保護ということは同義語なんですか、それとも違うことばなんですか。まずことばは違いますね。健康の確保ということと健康の保護ということとは同義語なのかどうか、この点ひとつお答えをいただきたい。

○菅野国務大臣　確保と保護とどう違うかという問題だと思いますが、その点は私自身もはっきり認識いたしておりませんが、大体同じことだと私は考えております。

○中谷委員　よろしいですか。そうすると、中間答申は間違いだというわけですね、まず。健康の確保と産業の健全な発展とは調和させるのだと言っておる。そうですね。提案されようという法というか考え方によると、健康の保護は産業の健全な発展とは調和すべきものではないのだ、優先すべきものだということを言っておる。私たちはこれは詭弁だと言っておる。中間答申はこの点においては間違いでございますか。

○菅野国務大臣　中間答申は間違いだとは私は考えておりません。健康の確保と保護ということを使い分けをいたしておりますけれども、私はそれが間違いだという考えは決して持っておりません。

○中谷委員　そうすると、ちょっとお尋ねします。要するに健康の確保ということばの中には、単なる健康の保護ではなしに、生活的なもの、生活環境的なものも含んでいるというふうに私は理解する。そうでなければ、中間答申が間違いでないとおっしゃるのだったら、中間答申の確保がイコール保護だったら、中間答申のその一番エキスになるところの文言と考え方と、法案で政府が説明している少なくとも政府の説明、私はこれは詭弁だと言っているけれども、これとが矛盾しているわけですから、いま一度お尋ねしますけれども、確保というのは単なる健康の保護を意味するのかどうか、この点いかがですか。

○菅野国務大臣　確保ということは、広く解釈すれば、健康自体、それから生活の環境をよくするということ、それも含めておると私は思うのでございまして、しかし問題は、やはり健康という点においては、主体が健康を目的としておるという点においては、保護も確保も私は同じように解釈しておりますけれども、健康を保護すると同時に生活の環境をよくすることが、同時に健康の維持にもまた影響するという意味で保護ということばを使ったのではないか、こう思っております。

○中谷委員　いや、全くこれは大臣も突然の質問であって、私はことばじりをとらえ片言隻句をとらえて議論しようとは思わないのです。要するに、政府の苦心にかかると思われる健康が後退に後退をしている、企業の利益、企業のエゴイズムのために健康が追いまくられているといわれていることに対して、健康の保護は経済の発展に優先するのだ、しかし生活環境の保全は調和の対象になるのだというふうなことを言うておる。私はこれは詭弁だと言っておる。その詭弁だということを、じゃないと言うなら、まず大臣の答弁は、健康の確保は健康の保護とは違うということを言わなければいかぬ。そうでなければ、健康の確保とそうして産業の健全な発展とはとにかく両立するのだという、とにかく両立させるのだという言い方と、法の政府が言おうとしている解釈とは明らかに違うわけですからそうでないとすれば中間答申は間違いだといわなければならない。いずれにしても大臣は間違いじゃないと言われる。この点について、まさに健康が企業の利益のために、しかも通産省がずいぶん奮闘努力されたらしいですけれども、健康が追いまくられているということについて、私はどうしても通産省の産業公害対策のあり方というものについて聞きたい。この点については、大臣自身整理できておらないようですから、この辺にしておきますが、ひとつ立地部長にお尋ねをしたい。大臣も聞いておいてください。

　問題の点は一点だけですが、責任がまず企業にある、あたりまえのことなんです。にもかかわらず、通産省の「産業公害の現状と対策」というものを拝見すると、原因について広域的、複合的だ、大気汚染にしろ汚水にしろ広域的で複合的なんだ、要するに、企業だけが大気汚染させ、そしてまた企業だけが河川を汚染しているのではないのだということを非常に強調している。弁解がましい。そういうことは常識で、ある程度の複合的な要因はあると思う。しかし、そういうことを「産業公害の現状と対策」の冒頭に強調しているというふうなことが、私はおかしいと思う。企業の責任を第一にするという考え方とはかけ離れている。何か口では言うけれども、実態はそういうふうな責任の認識というものが欠けている点に私は問題があると思う。そこで、複合的だとおっしゃるのだけれども、じゃどの程度複合的なのかということについて、一体水質汚濁について、一般的にじゃなしに、例で隅田川を引いておられるのだから、汚濁の負荷量、工場の、いわゆる企業の汚濁負荷量というのは一体何%ですか。複合的だとおっしゃっているけれども、複合というようなことを麗々しく言うほどのことなのかどうか。この点をひとつお答えいただきたい。

○馬場説明員　お答え申し上げます。

　ただいま先生のほうから例に引かれました隅田川におきます家庭の下水と、それからその沿岸におきます工場等の汚水の負荷量の比率という例は、ただいま私手元に持っておりませんが、ほかのたとえば淀川の例について申し上げますと、淀川の京都市水域における負荷量のデータというのがございますが、これは昭和四十年度のBODでございますけれども、それの負荷量のデータは、家庭下水によるものが約三四・八トン・デー、工場事業場によるものが約七二・四トン・デーというような数字が手元にございます。おそらく隅田川におきましてもこの比率とあまり大差はないのではなかろうかというふうに存じます。

○中谷委員　国民生活白書ですね――時間がありませんのでもう経済企画庁の局長には御答弁を求めませんけれども、この中に隅田川のことちゃんと出ておりますよ。隅田川のことが出ておって、汚濁の負荷量からいいますと、複合的だなんて言えるような工場汚水の犯人共犯説というようなことには、私はならないと思う。ですから、私はこういうふうな「産業公害の現状と対策」の中で複合的だということを強調されるが、いわゆる通産省の立地部の産業公害課というようなところに何か意味があるのか。総合的な行政というなら、また別の省を立てて論ずべきである。私はそういう点をまず指摘しておきたいと思う。

　それからいま一つ、最後に大臣にお答えをいただきたいと思うのですが、結局国民生活白書の基本的な考え方はこういうことなんです。生活に奉仕する経済ということば、まあ経済社会発展計画は四十年代への挑戦という非常にはでなことばをお使いになっておって、そのことばだけで感心してしまってはいけませんけれども、生活に奉仕する経済ということばが、私の白書を読んだ感じでは一貫していると思う。またそういうことであろうとしている。そうすると、生活に奉仕する経済ということになってまいりますと、生活と経済との関係、生活と産業との関係は、生活が主人公であって、産業がそれに対する奉仕者だというかっこうになっている。にもかかわらず、何か政府の産業公害対策においては、生活と経済とが調和さるべきもの、主人公であるべき生活が奉仕者であるべき経済と対等の立場に立っておる。だから経済企画庁の考え方が間違いないのか、それとも通産省の公害対策の考え方がまさに主人公の座にある生活を引きずりおろすことが産業発展のために正しいと考えたのか、というような点も基本問題として、公害防止基本法案が出てきたときには論議さるべき点だと思う。いずれにいたしましても、生活に奉仕する経済という考え方は大臣はどう思われるか。それと同時に、生活と経済とは両立するのだ、両立させよう、たまたま生活のほうでも譲るときは譲る、歩行者優先ではないのだ、歩行者もよく気をつけよ、そうでないとはね飛ばすぞというような考え方が正しいのか。この点はいかがでございますか。

○菅野国務大臣　経済が生活に奉仕するものだということは、これは私はそうだと思うのです。われわれは生活ということが問題でありますからして、したがって、生活に必要な物資を獲得するということが経済行為である。そこで、生活に奉仕する経済というときには、問題は生活に必要な物資を獲得する、その物資をつくるのが経済でありますからして、物資をつくることをまたとめてはいかぬ。やはりそれを生産させることによって生活

が維持されるのでありますからして、そこであなたの言うような、生活があったら経済は要らぬじゃないかということではなく、これは両々相まって、そして生活をよくするし、経済もよくするということでいくということがいいと思うのであって、したがいまして、白書がいうておることは決して間違いだという考えは持っておりません。

○中谷委員　この問題はゆっくりやりましょう。だから言っておきますけれども、生活と経済とが、生活に奉仕するというかっこうという前提が政府の公害基本法案や公害対策については欠けておる。要するに企業優先だ。企業というものがのさばってきているという点について問題がある。健康は後退に後退をしいられているのだということなんです。厚生省試案との関係などについて聞きたいことは山ほどあるけれども、きょうは、この程度にしておきますが、いずれにいたしましても、確保と保護というふうなことばは単なる字句の問題ではなしに、むしろこのあたりに健康保護ということについての政府の苦労をした解釈があるけれども、実際は健康が公害基本対策のもとにおいては後退視されているのだ。この点については論証をいたしますから、ひとつ通産省のほうにおいても、そうじゃないのだということが言えるのだったら、準備をしておいていただきたい。

以上です。

○島村委員長　千葉佳男君。

○千葉(佳)委員　私は、特定繊維工業の構造改善臨時措置法についてお尋ねいたします。

この法案が出されました背景と申しますか、立法の趣旨と申しますか、この目的の中に繊維工業を取り巻く条件の著しい変化、それからきびしい条件、こういうふうな認識があるようでございますが、いまから約二年半ほど前ですか、三十九年の六月に、俗にいう繊維新法を出されましたが、あの当時と今日といかなる条件の変化といいますか、著しいきびしさというのですか、そういうものがあるかどうか、まず最初にお尋ね申し上げたいと思います。

○菅野国務大臣　きびしい事情というのは、これは外部的な事情が一部含まれております。御承知だと思いますが、英国などにおきましては、繊維産業につきまして非常に思い切った構造改善をやっておるということ、いままでは日本の繊維産業は英国の繊維産業を追い越して発展してきたのでありますが、英国などでは日本に負けてはいかぬというようなことで、思い切った構造改善をしておる。それから最近において目立ってきたことは、あるいは韓国、台湾、東南アジアにおける低開発国が安い労賃で繊維産業に乗り出してきたということ、これが日本の繊維産業の競争相手になってきたということ、これがきびしい条件だと思っております。それから一方国内的に見ますれば、繊維産業というものは御承知のとおりに、戦後は非常ないんしん産業でありまして、そこで繊維産業というものが無計画に拡大をしてきたと思います。そこで、そのために、いわゆる過剰生産というものが起こってきたということが言えるし、過当競争というものが起こってきたということ、それに対して何とかそれを整備しなければならないという事情、そういうことからして、この前の繊維新法をやりまして、自主的にやるということをしましたけれども、このわずか二、三年の間に、それだけの社会的情勢が変わってきたから、この際このまま繊維産業をほうっておくわけにいかぬじゃないか、この際思い切ってやろう。繊維産業がいよいよ赤字というときにやるといったらだめだから、とにかく繊維産業がこの一、二年海外へも一割七分も輸出しておりますし、日本の国民総生産額からいうと、約一割を生産しておるから、まだまだ繊維産業としては相当な地歩を占めておりますから、この占めておるときに思い切った構造改善をやるべきではないかということで、今度の法律を出したような次第であります。

○千葉(佳)委員　さきの繊維新法が出された後の設備の廃棄等についての具体的な実績と申しますか、当時の法がねらいとしていたものが大体どれほど実現されたか、その点については、どのようにお考えになっておられるか、それについてお尋ねしたい。

○蒲谷説明員　御説明申し上げます。

繊維新法が三十九年の十月に施行されまして、その際に過剰設備として三百三十万錘の設備を格納しました。その後、繊維新法のルールで二台つぶせば一台稼働していいということで、ルールによりまして、結果的には現在約百八十万錘の設備がつぶれております。当時の三百三十万錘の格納から百八十万錘が現実に消えておるという結果になっております。

○千葉(佳)委員　それではお尋ねしますが、ここ二、三年来、綿糸の市況というものはどのようになっておるか、お尋ねいたしたいと思います。

○蒲谷説明員　概略申しますと、繊維新法を施行する前に大体二百円をこえておりました綿糸が、繊維新法施行後下がってまいりまして、四十一年の春が一番悪くて、大体四十番手の代表銘柄で百五十円前後、悪い場合には百四十三円まで下がっておりますが、そういうような市況をたどりまして、大体二カ年間そういう悪い市況を持っております。そのために、実は繊維新法のいま言ったような設備の状況だけでは、この不況状態が維持できませんので、四十年の十月から独禁法の不況カルテルを行ないまして、在庫調整を行ないまして、結果的にはその効果も出てまいりまして、市況が昨年の秋から回復に向かっております。実はいまは非常に苦しく、いわゆる三品相場で見ますと、異常なほどに高騰しております。現在それらにつきましても問題がございますので、この十五日から手を打ちまして、実は十八日から新しい取引については停止する程度の強い措置をとって、現在市況措置をやっております。大体の概略は以上でございます。

○千葉(佳)委員　最近の市況は異常なほど高騰をしておる、こういう御説明でありますが、繊維新法が施行されて以来、構造改善も多少自主的に行なっておるかのごとくお聞きしておるわけですが、最近に至りまして、新聞報道によりますと、日産五百万トンの設備を廃棄する、こういうふうな要請がありながら、実際業界としては二百万トンとか三百万トン台がこれを押えよう、こういうふうな実態になっておるそうでありますが、これは業界自体の中に熱意といいますか、そういったものが薄れておるのじゃないか、またいまの株式市況と関連して市況が高騰をしたので、実際廃棄する分は少なくしたい、こういうやに聞いておりますが、それはどういうふうになっておりますか。

○菅野国務大臣　いまの綿糸の市況が異常に高いのは、これは一つの投機的な、スペキュレーション的な要素を含んでおりますから、いま申し上げましたとおり、取引停止をしようということでやっております。そこで、綿糸の値段が高くなる、したがって今度の法律案で目的とするいろいろの整備がにぶりはせぬかという御心配だと思いますが、その点は私どもも心配をいたして、一時的な高騰のために将来の大計を誤ってはいかぬということを業者にもよく言って聞かせまして、綿糸の値段が少々上がったくらいで——大体この法律案というものは、業者から熱意を持って何とかしてくれという依頼があって、われわれもこれに踏み切ったのでありますからして、したがって、それが値段が少々上がったからといって、今度政府がやるという施策に対して強調しないというようなことであるならば、君、結局また将来悔いるときが来るよ、だから、あくまで政府がやるという政策に協力してやってもらいたい、いまやろうとしておるこの政策は、業者自体がやるべき仕事なんで、政府はそれに対していろいろと援助、補助をするわけですからして、業者自体が熱意を失うといかんぞということで、実はこの法律を出す前に業者のおもな者を集めまして、そして再度彼らの熱意を私が確かめて、それではこの法律案を出しますということにいたしたような次第であります。これは業界がただ目先のことで迷って百年の大計を誤ってはいかぬ、われわれはあくまで日本

の繊維産業の百年の大計のために、これは断固としてこの方針でいきたい、こう存じておる次第であります。

○千葉(佳)委員　最近の高騰にもかかわらず、業者のほうは熱意を持って百年の大計を立てる、こういうふうな大臣のお話でございますが、繊維産業のうち今回の場合は特定繊維工業、こういうふうに言いまして、三つか四つかに特定いたしましたが、たとえば麻とか毛とか、それから染色関係、そういったものをおろして特定された理由というものはどの辺にあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○菅野国務大臣　まず、この特定したもの、これは繊維産業でも基本的なものでありますので、まず基本的なものから手を染めていきたい。したがいまして、いまお話のありました、ことに染色とかあるいは二次的な繊維産業というようなものについては、やはりこれは引き続き着手すべき問題だ、こう考えておりますが、まず基本的なものから手を染めていきたい、こう考えている次第であります。

○千葉(佳)委員　ここに国際競争力の強化というようなことがうたわれておりますが、繊維工業部門を考えてみますと、紡績、それから機織り、それは比較的競争力が実際ついておるのではないか。むしろ足りない面は縫製の面とかメリヤスとか染色、そういったことが国際競争力を増す上においては実際大切ではないか、そういうふうに一般には言われておるようでありますが、その点はあくまで基本的なものというふうに限られるわけでございますか。

○菅野国務大臣　基本的なというのは、紡績とか織布ということを私は言うておるわけですが、そこでやはり製品は高級なものをつくるということを目標にしていかなければならぬ、こう考えております。というのは、先ほど申し上げましたとおり、低開発国のほうでは粗悪な製品をつくっておるのです。それでは日本はどうしても労賃の関係で負けますから、なるべく労働力を使わないで、機械による繊維産業に進んでいって、そうして高級なものをつくって、低開発国の製品が日本と競争できないものということをねらっていきたい、こう思っておるのであります。したがいまして、いまお話の染色とかいうようなことも、それはどうせあわせて研究しなければならない問題だ、こう存じております。

○千葉(佳)委員　いまの国際競争力の関係でありますけれども、現在の紡績業における一人当たりの資本装備率というのですか、これは従業員一人を節約するための投資額について、廃棄する関係でお尋ねしたいと思いますが、たとえば紡績は、私の調べたところによりますと、一人当たり七十八万円、鋳鋼業は七十一万円、電子が十三万円、それを一人を節約するに要する投資額、これは八十三万円、七十一万円、三十六万円、それぞれあるわけで、紡績業に関する限りは、現在でも非常に投資額が多いという実態でありますから、これに対してさらに行なうということは、国民経済的な観点から見て一体いかがなものか、その点のお考えはどうですか。

○蒲谷説明員　お答えいたします。資本装備率の問題につきましては、われわれも勉強しておりますが、なかなかむずかしい問題でございます。私のほうの試算では、現在紡績業が、先生がおっしゃったように、八十五万円くらいでありますが、将来はこれを百三、四十万円くらいに持っていく必要があるのではないかというふうな試算をしております。ただ、いまのお話についてお答えいたしますが、現在たとえば、いま申しました四十番手の糸をつくりますのに、先進国では大体一こう当たり二名くらいの人員でつくっているという実態でありますが、いま日本では大体五名ないし六名、近代化された大企業でもそういうような実態でございます。また織布につきましても、現在の先進諸国で受け入れております機械では、従業員一人当たりで八十台から百台の機械を持っているというような状態でございます。それに対して日本の設備は、現在の綿スフ・タイプでも平均が二十五台というようなセットなので、やはり今後労働需給の逼迫とそれに伴う工賃の上昇を考えました場合に、先進国タイプに持っていく必要があるというふうに考える次第でございます。

○島村委員長　ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○島村委員長　速記を始めて。

本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十三日火曜日午前十時十五分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

昭和四十二年五月二十七日印刷
昭和四十二年五月二十九日発行
衆議院事務局
印刷者　大蔵省印刷局